

平成 22 年度事業計画

(概要)

1. より良い社会福祉諸制度の確立への取り組み

<情勢認識>

政権交代後の、平成 21 年度補正予算の一部執行停止や「事業仕分け」等、これまで経験したことのない急激な環境変化のなか、政策決定や予算編成のあり方も大きく変わることとなった。一例をあげれば、社会福祉施設の最低基準等をめぐる地方分権改革推進委員会による勧告とこれを受けての政府の対応は、ナショナルミニマムとしての福祉の基本にも関わる問題といえ、その動向を注視しつつ、適時適切に対応していく必要がある。

そうしたなか、本年は社会福祉法施行から 10 年にあたるが、社会福祉法は附則において「政府は、この法律の施行後 10 年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされており、今後の見直しの動きに適切に対応していくことが必要である。

さらには、包括的な次世代育成支援対策の推進のなかで、新たな保育制度のあり方検討が進められている。また、障害分野においても、障害者自立支援法の廃止と、これに代わる「障がい者総合福祉法(仮称)」の立法化の検討が始まっているところである。

こうした状況下において、本会は、真に望ましい福祉諸制度を構築していくため、守るべきは守り、新たに確立すべきはその実現に向け、都道府県・指定都市社協をはじめ、関係種別協議会等との協議のもと、政策委員会を中心に、現場実践を踏まえた政策提言・要望を行う必要がある。

<22 年度の取り組み>

(1) 社会福祉制度・政策等に関する積極的提言

- ・ 急激な情勢変化のなか、今後の社会福祉のあり様について、政策委員会での検討により「全社協福祉ビジョン (仮称)」を取りまとめ、広く提示する。

(2) 社会福祉法施行 10 年の見直しへの対応

- ・ 社会福祉法施行 10 年の法見直しにあたり、政策委員会等において関係者の意見を集約、必要な提案を積極的に行い、法改正に反映させる。

- ・ 日常生活自立支援事業、苦情解決事業、第三者評価事業等について、重要な役割を担う社協として、都道府県・指定都市社協の経営に関する委員会等で事業の現状についての検証を行い、今後のあり方について提案を行う。

(3)次世代育成支援対策、児童福祉制度拡充への取り組み

- ・ 児童福祉法の改正、次世代育成支援施策の検討に対応し、関係種別協議会の協働を中心として、調査研究、提言、要望活動等の実施。
- ・ 特に保育所の設備基準や「幼保一体化」をめぐる動き、また要保護児童対策の拡充検討について、適宜適切に対応する。

(4)新たな障害保健福祉施策の検討への対応

- ・ 「障がい者総合福祉法（仮称）」の立法化に向けた動きに対応し、関係種別協議会を中心とした調査研究、提言等の実施。
- ・ 「国連・障害者の権利条約」批准に向け、本会各組織の共同による課題整理、啓発活動の実施。

(5)介護保険制度への対応

- ・ 要支援等、要介護度の低い者に対する介護保険制度等のあり方に関する検討と改善提案。
- ・ 「新・居宅サービス計画ガイドライン」の普及等、介護保険サービスの質の向上に向けた取り組みの実施。

(6)社会福祉法人に対する経営支援の推進

- ・ 社会福祉法人の経営支援を強化すべく、経営協による経営改善プログラムの取り組みを推進。
- ・ 平成 22 年秋に予定される新たな社会福祉法人会計基準制定に対応し、施設、社協、それぞれにおける新基準移行支援のため、関連図書の発行や研修会を実施。

2. 低所得者・失業者等への生活支援の強化

<情勢認識>

厳しい経済情勢のなか、失業率は高止まり状態にあり、ワーキングプアやネットカフェ難民、ニートなど、若年層を中心に「格差」の拡大が指摘されている。また、低所得世帯の増加に伴い「子どもの貧困」の問題についてもクローズアップされているところとなっている。

こうしたなか、生活福祉資金貸付事業については、第二のセーフティネットとして期待が高まり、さらなる活用拡大が期待されている。一方で、特に大都市を有する都道府県社協においては、相談・申請件数が急激に増加しており、市町村社協、都道府県社協の事務体制のさらなる強化が不可欠となっている。

地域にあつてこうした「新たな貧困」の問題に向き合い、自立支援の取り組みを進めていくためには、社協として生活福祉資金貸付事業をはじめとする各種事業を活用しつつ、民生委員・児童委員や福祉事務所、ハローワーク等とも連携を強化していく必要がある。

<22年度の取り組み>

(1)生活福祉資金貸付事業の充実

- ・ 都道府県社協における貸付事業の支援のため、必要な情報提供、予算改善への働きかけ等を行う。
- ・ 第2次改修システムの完成による債権管理機能の強化、業務効率化の実現。資金会計準則の見直しに伴う移行支援。
- ・ 今後の事業運営のあり方等に関する調査研究の実施。

(2)地域における総合相談・生活支援システムの確立

- ・ 雇用や住居喪失者等の支援のため、生活福祉資金貸付や日常生活自立支援事業等、社協の事業を総合的に利用した市区町村社協による総合相談・支援のあり方を検討し、提案する。

3. 福祉サービス利用者等の権利擁護活動の推進

<情勢認識>

日常生活自立支援事業の利用者数は3万人を超え、さらに拡大傾向にあるが、都道府県の財政負担上の問題等から職員体制の整備が進まず、実施社協の負担が増すとともに利用が抑えられている状況にある。また、利用者が判断能力を喪失した場合でも、専門職後見人の不足等により成年後見制度の利用が困難な状況があり、社協が法人後見人となるニーズも高まっている。

家庭や地域社会の変化のなかで、こうした住民支援の取り組みを社協の中核的事業として捉え、見守り・支援活動から成年後見までを一体のものとして地域の専門職とともに要援助者を支える「総合的な権利擁護・日常生活支援活動」の仕組みの構築を進めていくことが必要となっている。

また、児童相談所における児童虐待相談対応件数は年4万件を超え、婦人相談所等におけるDV（ドメスティックバイオレンス）被害による相談件数も約2万5千件を数えている。こうした問題は、関係機関がその連携を強化し、予防、

早期発見・早期対応が重要であるが、社協には地域の関係者とのネットワークを活用し、こうした課題に積極的に対応していくことが期待されている。

＜22年度の取り組み＞

(1)地域における総合的な権利擁護・日常生活支援体制の構築

- ・ 社協による法人後見を含む成年後見制度に関する研究を実施。「法人後見実施マニュアル（仮称）」の作成、配布等を通じて福祉サービス利用者の支援を拡充。
- ・ 日常生活自立支援事業について、制度の適切な運用に向けた体制の検討、調査研究の実施、研修・会議の開催。

(2)福祉サービスの質の向上への取り組み

- ・ 苦情解決事業における都道府県運営適正化委員会事業の拡充のため、関係者への情報提供、研修会の実施等を通じて支援。
- ・ 全国段階の第三者評価事業の推進組織として、評価調査者養成のための指導者研修の実施。
- ・ 社協における第三者評価事業、介護サービス情報公表事業について、情報提供、情報交換等を通じて円滑実施を支援。

(3)虐待防止・権利擁護の取り組みの推進

- ・ 高齢者、障害者等の権利擁護推進のため、「虐待防止・権利擁護セミナー」を開催、「権利擁護・虐待防止年報 2011」を発行。
- ・ 「障害者虐待防止の手引き（チェックリスト）」の改訂。
- ・ 専門研修等を通じた児童福祉施設におけるファミリー・ソーシャルワークの実践展開、定着の推進。

4. 地域におけるきめ細かな福祉活動の展開

＜情勢認識＞

世帯構造の変化や人間関係の希薄化のなかで「地域の崩壊」が指摘され、中高年の孤立死、また災害等の要援護者支援体制等の課題が顕在化している。

社協は、従来から、住民、ボランティア、NPO、民生委員・児童委員等とともに、小地域福祉活動に取り組み、要援護者への見守りや支援を行ってきたことから、こうした活動を一層充実し、地域の多様なニーズに応えていくことが期待されている。

平成 22 年は、民生委員・児童委員の一斉改選年であり、地域の最前線において、社協とともに地域福祉活動を担っている民生委員・児童委員の活動や新

旧委員の引き継ぎを積極的に支援していく必要がある。

さらに、地域の福祉の担い手を広げていくためにも、ボランティア・市民活動や福祉教育の推進も大切である。

＜22年度の取り組み＞

(1)住民の福祉活動の活性化

- ・ 事例紹介を含む「小地域福祉活動の手引き」を作成、その普及を通じて、住民主体の小地域活動を促進。

(2)市区町村社協の経営基盤強化支援

- ・ 社協職員のあるべき姿を示す、「社協職員綱領」の策定。
- ・ 地域福祉計画、地域福祉活動計画の策定を推進すべく、「策定指針」を改訂。
- ・ チェックリスト活用による社協における不祥事防止、適正運営確保のための取り組みを促進。

(3)地域における民生委員・児童委員活動の一層の推進

- ・ 「民生委員・児童委員発 第2次災害時一人も見逃さない運動」の最終年の活動推進と、この間の活動の総括による今後の取り組みの検討。
- ・ 民生委員の一斉改選（22年12月1日）に際して、新旧委員の円滑な引継ぎの支援、また新任委員のための「活動の手引き」を発行。

(4)ボランティア・市民活動の振興、地域における福祉教育の推進

- ・ 社協ボランティアセンターやその職員に求められる役割を明らかにする「社協ボランティア・市民活動センター 職員ハンドブック（仮称）」の発行。
- ・ 幅広いボランティア・市民活動に関する年間の主要動向、論考、レポート等を収録した「ボランティア白書（仮称）」の発行。
- ・ 「第19回全国ボランティアフェスティバルひろしま」の開催（9月25・26日）。

(5)福祉分野における防災、災害救援活動の強化

- ・ 災害ボランティア活動推進のための人材養成、関係機関・団体のネットワーク構築の促進。
- ・ 災害時における市区町村社協の「行動指針」の策定。
- ・ 在宅障害者の災害時支援ネットワーク構築に関する調査研究の実施。

5. 良質な福祉・介護サービスを担う人材の確保、育成への取り組み

<情勢認識>

長引く不況による雇用情勢の悪化により、「求職者」が労働市場に大量に存在する一方で、福祉・介護分野では人材が不足するといったミスマッチの状態が続いている。福祉・介護分野は、今後も引き続き年間5～8万人の新たな人材確保が必要とされ、新卒者の確保とともに、他分野からの労働者の受け入れ、潜在化している有資格者・経験者の再就労促進が必要であり、あわせて、現在施設や事業所で働いている従事者の定着が不可欠である。

近年、福祉人材センターは既存事業に加えさまざまな新規事業実施にも取り組んでいるが、一方で、ハローワークにおいても福祉人材コーナーの設置および専門職の配置などの取り組みが進められている。福祉人材センターは、福祉分野での専門機関としてその存在意義を明らかにするためにも、職業紹介事業へのさらなる積極的な取り組みが必要となっている。

また、福祉人材の確保・定着とともに、サービスの質の確保、向上も課題とされている。福祉職場における高い離職率を改善し、長期の勤続を確保していくためには、魅力ある職場づくりとともに介護職員のキャリア開発支援が不可欠であり、福祉人材センター・バンクや研修実施機関による関係者への積極的な働きかけも重要となっている。

<22年度の取り組み>

(1)福祉人材センターの機能強化

- ・ 都道府県人材センターにおける職業紹介をはじめとした各種事業について、目標値や重点的な取り組み方針を設定する等による全国的な取り組みを推進。
- ・ 「福祉・介護人材確保緊急支援事業」、「介護福祉士等修学資金貸付事業」推進のため、先駆的事例を含めた情報提供の拡充。
- ・ 福祉・介護の職場に関する社会的なイメージアップのための取り組みの推進。

(2)福祉・介護人材の処遇改善を通じた職場定着の推進

- ・ 介護職員処遇改善交付金、福祉・介護人材の処遇改善事業助成金等の活用促進への働きかけ等を通じて、従事者の雇用環境の改善を促進。

(3)中央福祉学院研修事業の充実、都道府県・指定都市研修実施機関の支援

- ・ 受託研修事業（8研修）、独自研修（10研修）とも、プログラムおよびテキストの一層の充実とともに、受講者拡大に向けた関係組織との連携による周知活動を強化。

- ・ 福祉・介護サービス従事者のキャリア形成に資する生涯研修体系のあり方に関する研究の実施。

(4) 社協職員の養成・研修の推進

- ・ 都道府県・指定都市社協の新人職員等を対象にした研修の試行的実施。
- ・ 市町村社協の新人事務局長研修の試行的実施。
- ・ 市町村社協基幹職員養成のための研修の実施。

6. 国際協力、出版事業・広報活動の充実、本会経営管理体制の強化

<情勢認識>

わが国社会福祉の充実とともに、民間社会福祉分野における国際交流、国際貢献は本会の重要な役割のひとつである。これまでもアジア諸国からの研修生受け入れをはじめとする交流、また大規模災害発生時の支援活動を進めているところである。とくに平成16年末に発生したスマトラ沖地震の被災地のため、全国の福祉関係者の募金をもとに進めてきた支援事業は、本年度が最終年次となるため、これまでの総括を行い、この経験を今後につなげていくことが重要と考えられる。

また、社会福祉関係図書、雑誌の刊行は、関係者への情報提供、実務・実践に関するノウハウの提供を通じたサービスの質の向上、事業者の経営支援の一助として重要な役割を有している。本年度も各種制度改正に対応した図書、雑誌の企画・刊行とともに、販売促進の強化も課題である。

わが国社会福祉の発展に向け、本会が全国の関係者と手を携えてその役割を一層果たしていくためには、本会の経営管理体制のさらなる強化に努める必要がある。

事業の重点化を通じてその効果を高めていくためにも既存事業の再点検および評価の仕組みについての検討とともに、業務執行体制の一層の適正化に向けた内部統制機能の定着促進が必要となっている。

<22年度の取り組み>

(1) 国際協力および国際社会福祉の連絡調整

- ・ 第27期アジア社会福祉従事者研修事業の実施。
- ・ 「修了生福祉活動支援会員」制度の具体化を通じた研修修了生の母国での福祉活動支援の拡充。

- ・ スマトラ沖地震被災地支援事業の最終年助成事業の実施と活動の総括。

(2) 出版事業の充実、販売促進の強化

- ・ 各種制度改正に対応し、実務・実践に役立つ参考図書 of 刊行（『新版 保育士養成講座』、『解説 社会福祉法人会計基準』等）
- ・ 『全社協 100 年史』の刊行
- ・ 定期購読者アンケートを踏まえた月刊雑誌の企画内容充実と販売促進の強化。

(3) 広報機能の充実・強化

- ・ マスコミ関係者との連携強化による本会からの情報発信の強化。
- ・ ホームページを通じた福祉関係情報の提供拡充。

(4) 都道府県・指定都市社協の経営支援

- ・ 「都道府県・指定都市社協の経営に関する委員会」の運営を通じて、都道府県・指定都市社協が直面する課題について、情報交換並びに具体的対応策についての検討を実施。

(5) 「全国社会福祉団体職員退職手当積立基金」の運営

- ・ 基金の安定運営のため、要支給額に対する定期的な充足率検証、資産運用についての十分な留意とともに、加入団体に対する適宜、適切な情報提供を実施。

(6) 新霞が関ビルおよびロフォス湘南(中央福祉学院)の安定経営の確保

- ・ 新霞が関ビルの設備環境維持、LB 階「灘尾ホール」の利用促進等を通じた安定経営の確保。
- ・ ロフォス湘南（中央福祉学院）リニューアル工事の着実な実施（第2年次）。

(7) より適正な業務執行体制の確立

- ・ 今後の本会事業の充実に向け、既存事業の再点検および評価の仕組みについて検討。
- ・ 本会業務執行体制の一層の適正化に向けた内部統制機能の定着促進。